

トップアスリート強化支援事業補助金の 事務手続きについて

1 交付申請書等の提出（通知に記載の期日まで）

○交付申請書を作成し、下記提出先にメール又は郵送等してください。

2 交付決定通知到着（交付申請から原則20日以内）

◎補助金の支払い【概算払】

概算払の場合は、交付決定通知に併せて、概算払を行う旨の通知も交付します。

3 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

県の承認が必要です。

申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4 事業完了

○事業の完了とは、当該事業に係る金額が確定した時です。

※補助対象経費の支払いについて、その領収書を実施者が受理した時。

5 実績報告書の提出（完了・廃止・中止から30日又は 翌年度の4月20日のいずれか早い日まで）

○実績報告書と口座振込依頼書を作成し、下記の提出先までメール又は郵送等してください。

6 額の確定通知到着

◎補助金の支払い【精算払】

精算払の場合は、額の確定通知後に、指定口座に補助金を振込みます。

◎補助金の返納【戻入】

概算払金額が実績報告額より大きい場合、額の確定通知と共に戻入返納書を送付します。

資料提出・問い合わせ先

鳥取県地域社会振興部スポーツ振興局スポーツ課

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

0857 - 26 - 7920 sports@pref.tottori.jp